

## ～ 人事委員会勧告(関連資料) ～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく平成29年の給与改定
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

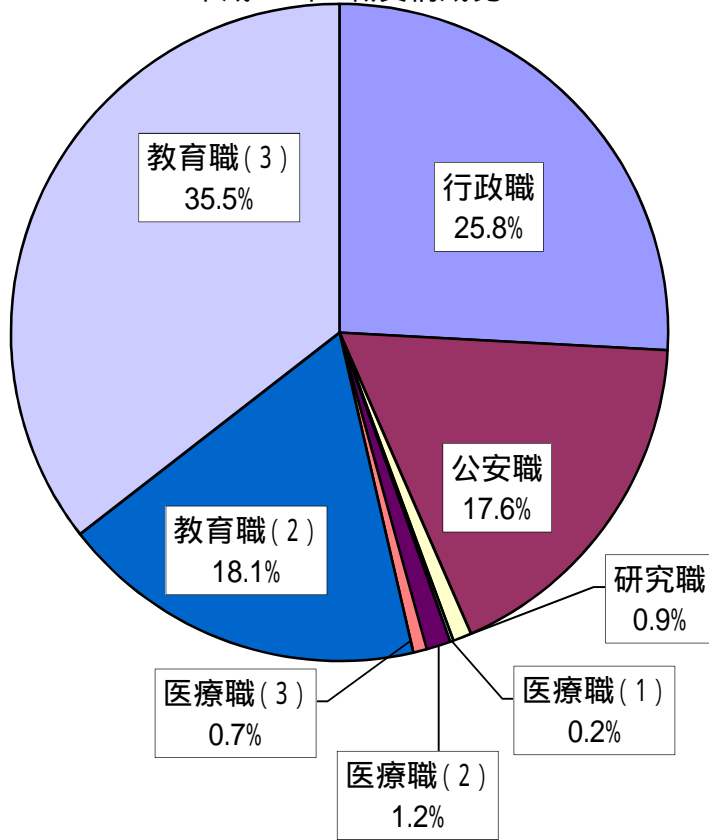
平成29年10月  
熊本県人事委員会

# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、17,290人であり、昨年より3,409人の減(行政職については、4,471人で昨年より141人の減)
- ・教育職(3)については、平成29年4月から熊本市立小中学校の教職員が熊本市へ移譲されたことに伴い、大幅に減
- ・職員の平均年齢は43歳2月であり、昨年より7月若年化(行政職については、42歳11月で昨年より3月若年化)

<平成29年 職員構成比>



| 項目     | 職員数     |         |        | 平均年齢   |       |     |
|--------|---------|---------|--------|--------|-------|-----|
|        | 本年      | 昨年      | 増減     | 本年     | 昨年    | 増減  |
| 行政職    | 4,471人  | 4,612人  | 141人   | 42歳11月 | 43歳2月 | 3月  |
| 公安職    | 3,041人  | 3,024人  | +17人   | 37歳11月 | 38歳1月 | 2月  |
| 研究職    | 159人    | 167人    | 8人     | 40歳10月 | 40歳9月 | +1月 |
| 医療職(1) | 28人     | 28人     | 0人     | 47歳8月  | 48歳0月 | 4月  |
| 医療職(2) | 207人    | 225人    | 18人    | 42歳0月  | 42歳9月 | 9月  |
| 医療職(3) | 115人    | 119人    | 4人     | 41歳11月 | 43歳3月 | 16月 |
| 教育職(2) | 3,129人  | 3,174人  | 45人    | 43歳7月  | 43歳0月 | +7月 |
| 教育職(3) | 6,140人  | 9,350人  | 3,210人 | 45歳9月  | 46歳2月 | 5月  |
| 合計     | 17,290人 | 20,699人 | 3,409人 | 43歳2月  | 43歳9月 | 7月  |

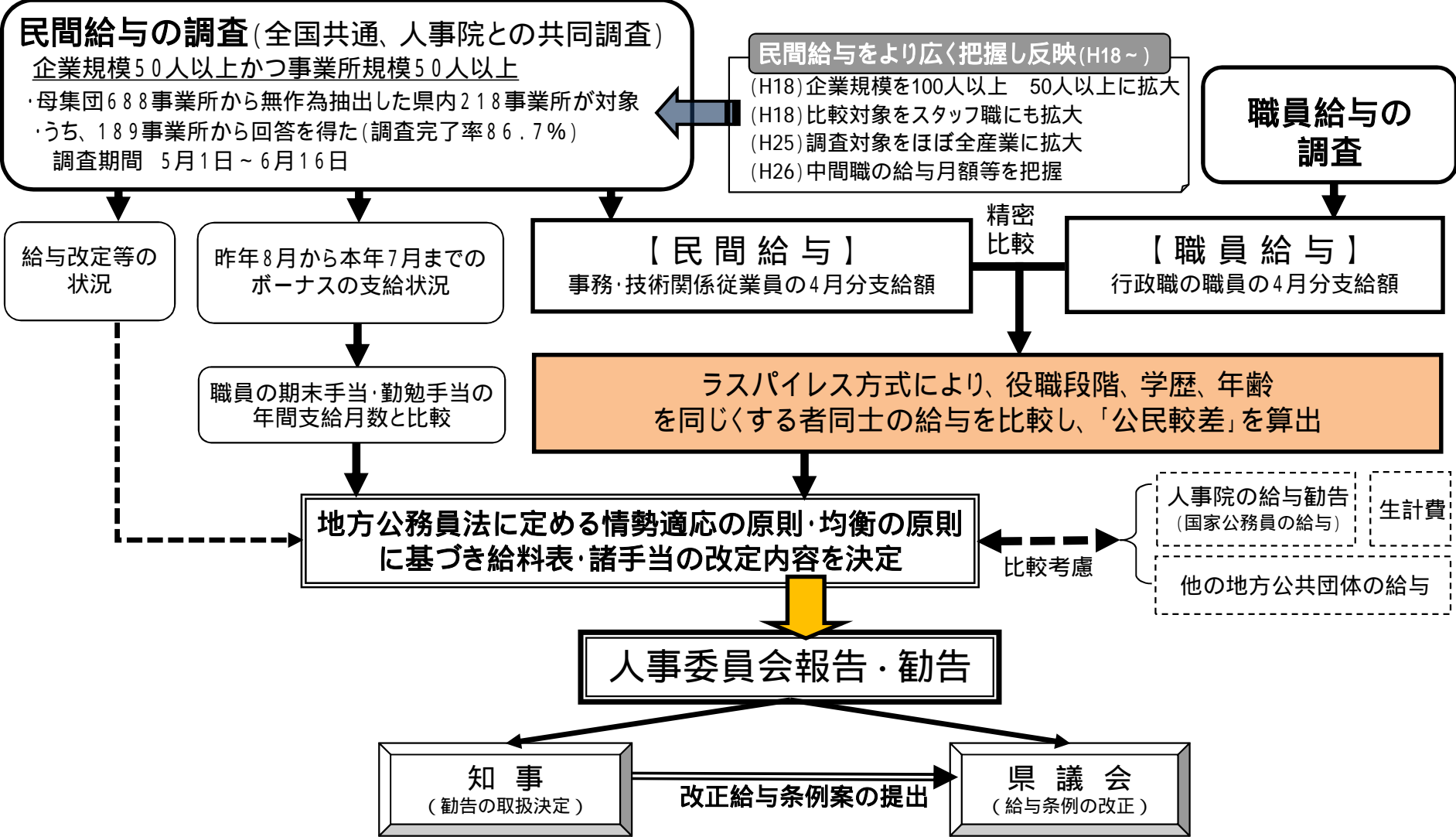
(平成29年4月1日現在)

職員数、平均年齢等は、「平成29年職員給与実態調査」によるものです。

職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、退職中の職員等を除く人数です。

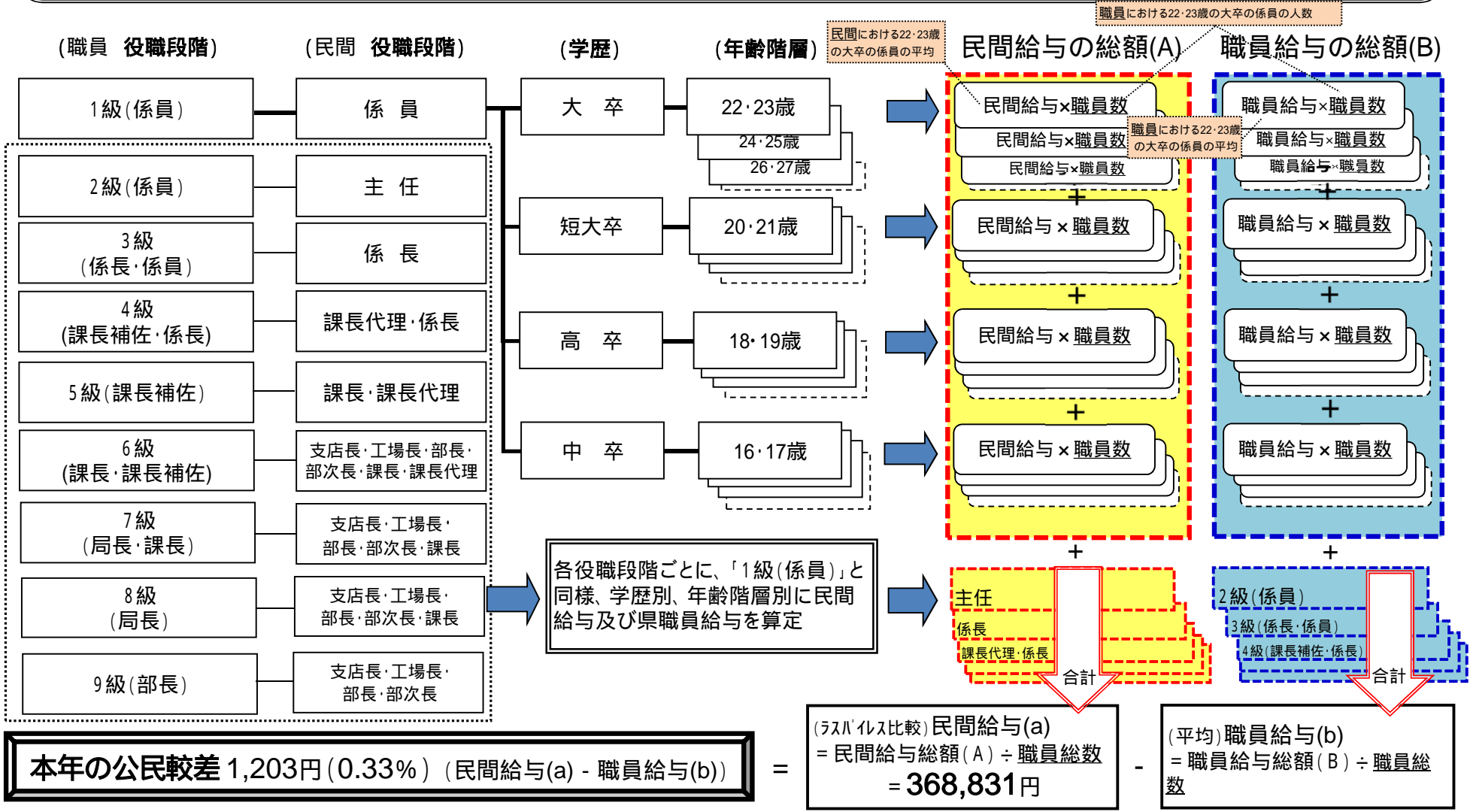
## 2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



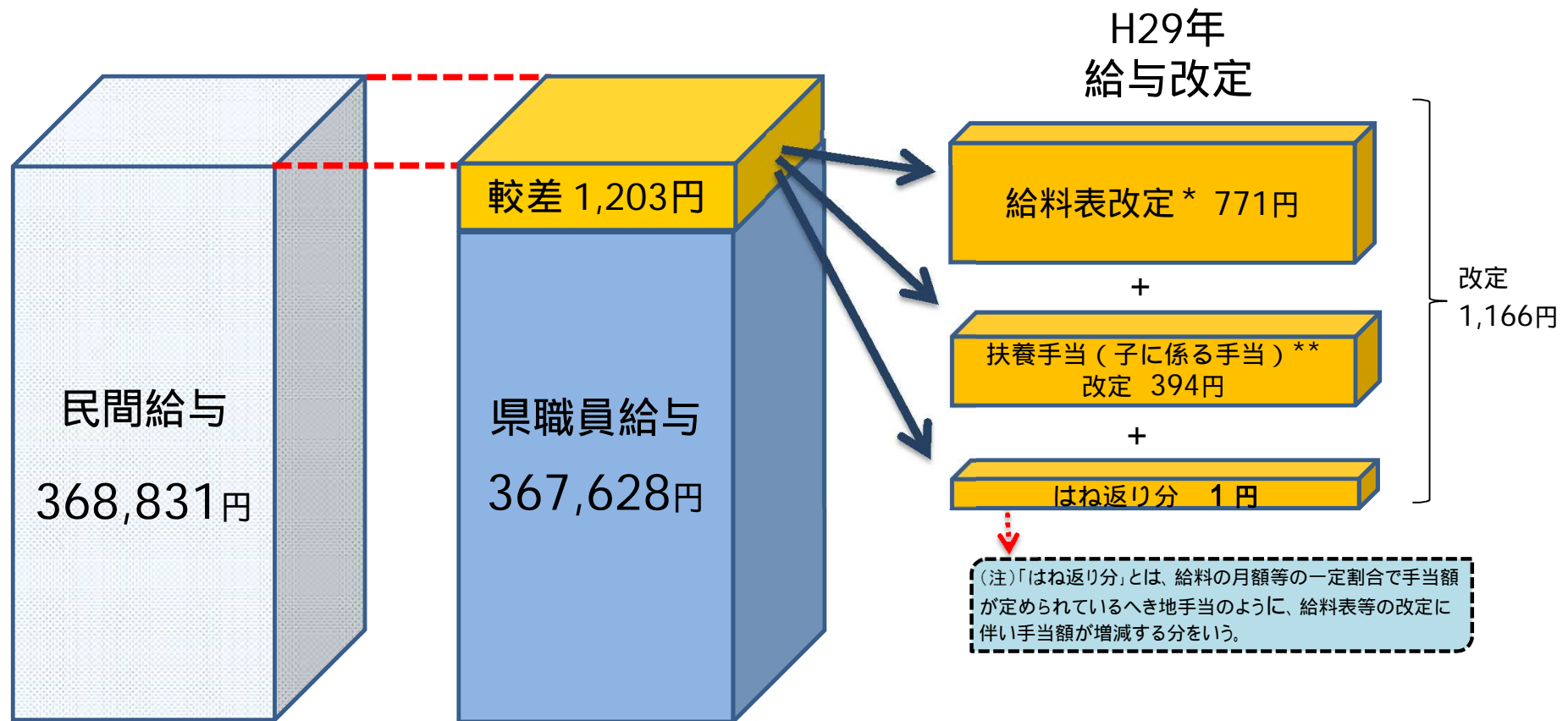
### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。  
 具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



#### 4 民間給与との較差に基づく平成29年の給与改定

本年の民間給与との較差 1,203円(0.33%)を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行います。また、給料表改定を行ってもなお残る較差について、子に係る扶養手当の手当額の引上げを一部前倒して実施することとしました。



\* 給料表は、初任給を2,500円、若年層も同程度、その他については800円を基本とした水準の引上げを行う。

\*\* 扶養手当(子に係る手当)は、平成29年度の手当額を500円引き上げる。

## 5 本年の勧告のポイント

### 月例給、ボーナスともに引上げ

- 民間給与と職員給与の較差1,203円(0.33%)を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、子に係る扶養手当の手当額を引上げ
- 職員のボーナス(期末手当及び勤勉手当)の支給月数を民間に見合うよう、0.20月分引上げ

#### 1 給料表

- (1) 行政職給料表について、初任給を2,500円、若年層についても同程度、その他は、それぞれ800円の引上げを基本に改定
- (2) 他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定

#### 2 扶養手当

子に係る手当額を500円引上げ

#### 3 初任給調整手当

国家公務員の見直し内容や給料表改定を勘案し、支給月額の限度額を引上げ

医師:413,300円 → 414,300円      獣医師:30,300円 → 30,400円

#### 4 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.20月分引上げ

年間4.20月分 → 4.40月分(引上げ分は勤勉手当に配分)

#### 【実施時期】

1～3:平成29年4月1日から実施

4:平成29年12月期の特別給の支給月数の改定については平成29年12月1日から、平成30年度以降の特別給の支給月数の改定については平成30年4月1日から実施

勧告後の平均給与(行政職 平均年齢43歳5月、平均経験年数21年4月)

月額368,794円    年間給与 6,108,000円    (勧告前との差 月額: +1,166円    年間給与: +94,000円)

## 6 県職員[ 行政職 ]のモデル給与例(試算) (扶養親族がない場合)

| 役職段階  | 年齢  | 勧告前       |              | 勧告後       |              | 年間給与額の差   | 備考      |
|-------|-----|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|---------|
|       |     | 給与月額      | 年間給与         | 給与月額      | 年間給与         |           |         |
| 係 員   | 18歳 | 149,000 円 | 2,203,000 円  | 151,500 円 | 2,270,000 円  | 67,000 円  | 新規高卒採用者 |
|       | 22歳 | 183,300 円 | 2,710,000 円  | 185,800 円 | 2,784,000 円  | 74,000 円  | 新規大卒採用者 |
|       | 25歳 | 195,600 円 | 3,169,000 円  | 198,100 円 | 3,249,000 円  | 80,000 円  |         |
|       | 30歳 | 229,400 円 | 3,716,000 円  | 231,900 円 | 3,803,000 円  | 87,000 円  |         |
| 係長級   | 35歳 | 270,700 円 | 4,442,000 円  | 272,400 円 | 4,527,000 円  | 85,000 円  |         |
|       | 40歳 | 322,800 円 | 5,365,000 円  | 323,800 円 | 5,453,000 円  | 88,000 円  |         |
| 課長補佐級 | 45歳 | 367,400 円 | 6,106,000 円  | 368,200 円 | 6,200,000 円  | 94,000 円  |         |
| 課長級   | 50歳 | 468,100 円 | 7,555,000 円  | 468,900 円 | 7,660,000 円  | 105,000 円 |         |
| 局長級   | 55歳 | 524,700 円 | 8,678,000 円  | 525,500 円 | 8,806,000 円  | 128,000 円 |         |
| 部長級   | 58歳 | 627,900 円 | 10,565,000 円 | 628,700 円 | 10,724,000 円 | 159,000 円 |         |

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。(平成28年の給料表切替えに伴う差額(経過措置額)は考慮していません。)

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者13,000円、子1人につき6,500円(勧告後7,000円))を支給(平成29年度の手当額)

## 7 人事委員会勧告の実施状況

この10年間に於ける県職員の給与は、平成20年から平成25年までは、月例給又は特別給の減額(改定見送り)による年間給与の減少又は据置が続いていましたが、平成26年と平成27年は月例給・特別給ともに引上げとなりました。昨年は、平成28年熊本地震により民間給与の調査を実施できなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出できず、給与改定を見送りました。本年は、月例給・特別給ともに2年ぶりの引上げとなります。

| 内容等<br>勧告年       | 公民較差  | 月例給                  | 特別給(期末手当・勤勉手当) |        | 行政職職員の平均年間給与 |       |
|------------------|-------|----------------------|----------------|--------|--------------|-------|
|                  |       | 改定率                  | 年間支給月数         | 対前年比増減 | 増減額          | 率     |
| 平成20年<br>(2008年) | 0.03% | 勧告なし <sup>(注1)</sup> | 4.50月          | -      | -            | -     |
| 平成21年<br>(2009年) | 0.28% | 0.27%                | 4.15月          | 0.35月  | 15.2万円       | 2.4%  |
| 平成22年<br>(2010年) | 0.10% | 0.10%                | 3.95月          | 0.20月  | 8.3万円        | 1.4%  |
| 平成23年<br>(2011年) | 0.28% | 0.28%                | 3.95月          | -      | 1.7万円        | 0.3%  |
| 平成24年<br>(2012年) | 0.01% | 勧告なし <sup>(注2)</sup> | 3.95月          | -      | -            | -     |
| 平成25年<br>(2013年) | 0.05% | 勧告なし <sup>(注3)</sup> | 3.95月          | -      | -            | -     |
| 平成26年<br>(2014年) | 0.55% | 0.55%                | 4.10月          | 0.15月  | 9.0万円        | 0.015 |
| 平成27年<br>(2015年) | 0.34% | 0.34%                | 4.20月          | 0.10月  | 5.9万円        | 1.0%  |
| 平成28年<br>(2016年) | -     | 勧告なし <sup>(注4)</sup> | 4.20月          | -      | -            | -     |
| 平成29年<br>(2017年) | 0.33% | 0.32%                | 4.40月          | 0.20月  | 9.4万円        | 1.6%  |

(注1) 月例給・特別給の改定以外の「医師の初任給調整手当改定等に係る勧告」あり (平成21～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注2) 月例給・特別給の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注3) 月例給・特別給の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注4) 月例給・特別給の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり